

## 平成26年第3回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

### 1 開催日時

平成26年3月3日（月）10時00分から12時54分まで

### 2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

### 3 出席委員

住吉徳彦、二子石竜子、清家渉、久保田誠二、宮本美代子、杉光誠（教育長）

### 4 欠席委員

なし

### 5 出席事務局職員

教育次長 城戸秀明、理事 堀秀行、総務部長 西牟田龍治、  
教育企画部長 川添弘人、教育振興部長 吉田法稔、総務課長 辰田一郎、  
財務課長 加唐司、文化財保護課長 伊崎俊秋、企画調整課企画監 日高公德、  
社会教育課長 木原茂、教職員課長 大場茂嘉、施設課長 原正彦、  
高校教育課長 米原泰裕、義務教育課長 家宇治正幸、  
人権・同和教育課長 小川節、体育スポーツ健康課長 原田靖

### 6 会議

10時00分、住吉委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

久保田委員から、報告（4）及び第6号議案「事務局職員の人事について」、協議（2）「県立学校長の人事について」、協議（3）「事務局等職員の人事について」は人事に関する案件のため、また、第5号議案「福岡県指定文化財の指定について」は個人及び法人に関する情報を含む案件のため非公開とする発議があった。これについて直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

#### （1）議事

- ・第4号議案 教員による医療的ケア実施に係る基本方針について

家宇治義務教育課長から、第4号議案の提案にあたり、平成19年度から県立特別支援学校において実施している医療的ケア体制整備事業の概要について説明があった。当該事業では、医療や看護等の専門家委員からな

る運営協議会を設置し、幼児児童生徒に対してたんの吸引、経管栄養、導尿等を行うための看護職員を現在13校に21名配置しているほか、看護職員配置校には指導助言等を行うための指導医を配置し、看護職員や教員を対象とした研修の実施などに取り組んでいる旨の説明があった。

続いて、教員による医療的ケア実施に係る経緯等について説明があった。平成16年10月の文部科学省通知により、本来は医療行為であるたんの吸引等について、一定の条件を満たせば教員による実施を許容することはやむを得ないとの考え方が示された。その後、平成24年4月に改正社会福祉士及び介護福祉士法が施行され、教員を含む介護職員等が医療的ケアの一部を実施する上での制度が整備された。なお、教員が医療的ケアを実施するためには、喀痰吸引等に係る基本研修と実地研修を受講し、認定証の交付等を受ける必要がある旨の説明があった。

また、特別支援学校医療的ケア体制整備事業運営協議会委員の意見について、本年2月に開催した会議においては賛否いずれの意見もあったが、社会福祉士及び介護福祉士法の改正、保護者のニーズ、他県状況等から、教員の実施について門戸を閉ざすのは適切ではなく、反対意見に留意し、実施範囲を限定する等の条件を付すなどして、慎重に実施することとの結論に至った旨の説明があった。

以上のことを踏まえ、第4号議案を提案するものであり、教員による医療的ケアの実施は、幼児児童生徒が安全に教育を受けることができる環境の整備を進めるとともに、児童等への教育効果を高めることを目的としていること、対象となる幼児児童生徒については、本人及び保護者の希望、主治医等の同意に基づき、健康状態等を考慮した上で校長が決定すること、実施する医療的ケアの内容については、主治医等の意見も考慮した上で決定することなどのほか、これらの決定に際しては、運営協議会の意見を踏まえるとともに、県教育委員会からも指導や助言等を行う旨の説明があった。

次いで審議が行われ、二子石委員から、対象児童等の決定には主治医等の同意が必要とされているが、医療的ケアの内容の決定には主治医等の意見も考慮するとされている。ここでの「同意」と「意見」との違いについて質問があった。

これに対して、家宇治義務教育課長から、医療的ケアを実施するには看護職員であっても主治医等による指示は不可欠である。そのため、教員による医療的ケアを実施する幼児児童生徒の決定には主治医等の同意を必要とすることを定め、医療的ケアの具体的な内容や範囲については、主治医等の意見を聞きながら決定することとしている旨の説明があった。

宮本委員からは、医療的ケアを実施する教員の負担や、実施を決定する

校長のプレッシャーなどに考慮していただきたい旨の意見があった。

これに対して、家宇治義務教育課長から、義務教育課としても出来る限りの支援をしていく旨の説明があった。

清家委員からは、今までに経験をしたことのない医療的ケアを教員が行う際の不安を払拭する必要があるので、看護職員や学校医等とも連携を図ることで安全を確保し、何よりも本人や保護者の方との信頼関係を大切に実施していただきたい。また、安全に実施するためには、内容の充実した研修を受講することが大切である旨の意見があった。

これに対して、家宇治義務教育課長から、信頼関係なくしてこのような医療行為を行うことはできないため、当該児童等との信頼関係を築いている教員の中から担当教員を決定することとしている。そして、担当医師や看護職員等との日常的な連携を深めながら実施していきたい旨の説明があった。

久保田委員から、学校では看護職員のニーズが高いと思われるので、看護職員の増員はできないのかとの質問があった。

これに対して、家宇治義務教育課長から、現在、各学校での必要数を割り出した上で配置しているところであり、状況を見ながら対応していきたい旨の説明があった。

住吉委員長から、医療的ケアの実施は生命や安全に関わる問題であり、安全を確保できる体制を築くことが大切である。児童等の安全や安心を確保しながら教員による医療的ケアを日常的に実施することで、保護者の方の負担軽減にもつながり、児童等と教員との信頼関係がより深まることを期待したい。また、積極的に医療的ケアに従事したいという教員や実施を希望する児童等が増え、社会的にも認知される制度となることを期待しており、慎重かつ前向きに取り組んでいただきたいとの意見があった。

住吉委員長から、他の意見の有無を問い、第4号議案は原案どおり可決された。

## (2) 報告

- ・福岡県スポーツ推進計画に対する意見の申出について

原田体育スポーツ健康課長から、平成26年2月定例県議会に提案される福岡県スポーツ推進計画の策定について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

この計画は、今後のスポーツ推進に係る県の施策の方向性を示すとともに、市町村や関係機関等の指針となるものであり、平成26年度から平成

35年度までの10年間を計画期間とするものである。学校や地域における子どものスポーツの機会の充実や、県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進などが、施策の柱となっている旨の説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員から、この推進計画の施策の実行にあたっては、スポーツによるけがや障害を起こさないために、体づくりなどの基本的なケアにも取り組んでほしい旨の要望があった。

住吉委員長から、学校現場における子どもたちの体力の重要性について、教員の意識がより高まるようお願いをしたいとの要望があった。

住吉委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

#### ・条例の提案に対する意見の申出について

辰田総務課長から、平成26年2月定例県議会に提案される以下の条例案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。なお、各条例案については、2月6日に開催された委員協議会において説明を行い、教育長が臨時代理することについてあらかじめ了承を得ていたものであることから、各条例案の概要について一括して説明を行った。

「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、昨年公布された「いじめ防止対策推進法」に基づき、福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会を設置することに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

「福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については、現在55歳を超える職員の昇給号給数は勤務成績が標準の場合は2号給の昇給としているが、これを行わないこととするもの。また、平成18年度からの給与構造改革による給料表の減額切替えに伴い、改正後の給料月額が従前の給料月額を下回ることとなった場合、差額を経過措置額として支給していたが、これを今年度末をもって廃止するもの。また、「福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については、教育委員会事務局等の職員についても公立学校職員と同様の内容で条例の改正を行うものである。

「福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例」については、県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い職員の定数を改めるものであり、改正の概要は、県立中学校、高等学校及び中等教育学校では、高等学校の学級数の増減に伴う教員等の増のほかその他の職員の配置基準の見直し等により、平成26年度は6,390人、5人の減員。県立特別支援学校では児

童生徒数の増などに伴う学級数の増加により平成26年度は1,774人、46人の増員。市町村立の小・中学校では児童生徒数の増減や国の定数改善等により平成26年度は26,198人、133人の増員。市町村立の特別支援学校では学級数の増加により平成26年度は1,581人、24人の増員となっているものである。

「福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部を改正する条例」については、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴い、公立の高等学校等の授業料が原則徴収とされるため、条例においても授業料を原則徴収する旨を規定するなど、所要の規定の整備を行うものである。なお、一定の所得を下回る世帯の生徒に対しては、高等学校等就学支援金を支給することとなるものである。

「福岡県立公文書館条例等の一部を改正する条例」については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行により消費税率が引き上げられることに伴い、福岡県立公文書館条例ほか35条例の使用料及び手数料の額を改定するほか、所要の規定の整備を行うものである。このうち、教育委員会の所管に係る条例は7条例であり、条例施行日は平成26年4月1日である。

次いで審議が行われ、清家委員から、「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」に関して、新たに設置されるいじめ防止対策推進委員会が担任する事務には、身体に重大な傷害を負った場合が含まれているが、具体的にはどのような状態を指すのかとの質問があった。

これに対して、米原高校教育課長から、これについては被害者や加害者の状況等を踏まえながら対応していく必要があるため、治療日数が何日以上というような一律に線を引く取扱いは難しいと考えているとの説明があった。

この条例に関して、宮本委員から、いじめの防止対策とあるが、いじめの被害者へのケアも含まれるのかとの質問があった。

これに対して、米原高校教育課長から、いじめ防止対策推進委員会は、まずはいじめの未然防止に取り組むものであるが、いじめが発生した場合には事実関係等を明らかにした上で加害者に対する指導と被害者に対する適切なケアを行うことも念頭に置いており、そういった観点からの検証を行うことで次の対策につなげていく旨の説明があった。

住吉委員長から、他の意見の有無を問い、全員異議なく承認された。

- ・教育費予算に対する意見の申出について

加唐財務課長から、平成26年2月定例県議会に提案される平成26年

度一般会計当初予算及び平成25年度一般会計補正予算のうち、教育に関する事務に係る部分の2月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、久保田委員から、県立学校への空調設備の導入状況について質問があった。

これに対して、原施設課長から、特別支援学校を除く県立学校に関しては、職員室、図書室、保健室等に整備をしているところであり、普通教室においては、一定の条件を満たす場合にPTAによる空調設備を承認しており、設置状況は94%となっている旨の説明があった。

住吉委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

### (3) 協議

- ・平成26年度福岡県教育施策実施計画の策定について

日高企画調整課企画監から、福岡県総合計画における教育分野については、教育基本法に定める本県の教育振興基本計画として位置付け、その上で、施策の基本的なねらい、主な取組及び重点的に取り組む事業などを各年度の実施計画として、この計画を策定するものである旨の説明があった。

また、2月に開催した委員協議会における委員の意見等を踏まえて実施計画案の修正を行った箇所についての説明があり、本日の協議の内容等を踏まえ、次回教育委員会会議において最終的な議案として提出したい旨の説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、平成26年度新規事業の「ふくおか小中学生体験活動推進事業」の困難克服体験について、困難の具体的な内容について質問があった。

これに対して、家宇治義務教育課長から、例えば、宿泊を伴いながら百キロ程度の距離を走破するなど、子どもたちが日常では体験できないようなことを想定している。少々ハードルの高い体験をすることで、子どもたちの困難を乗り越え、やり抜く心を育成したい旨の説明があった。

また、宮本委員から、子どもの体力や意識には大きな差があると思うが、全員で取り組むことは出来るのかとの質問があった。

これに対して、家宇治義務教育課長から、例えば、登山を行う場合には、お互いに綱で引っ張り上げたり、後ろから押したり、あるいは登れるようになるまでじっと待つなど、人間関係の色々な配慮も出てくる。そういう意味で、全員で取り組むことは、教育上、非常に重要な活動で

あると考えている旨の説明があった。

次いで住吉委員長から他の意見の有無を問い、これについては、次回の教育委員会会議において、議案として審議することとなった。

公開審議はここまでとされ、住吉委員長から傍聴人に対して退出が求められた。以後非公開にて審議を行う。

#### (4) 議事

- ・ 第5号議案 福岡県指定文化財の指定について

伊崎文化財保護課長から、福岡県文化財保護条例第4条第1項、第23条第1項及び第37条第1項の規定に基づき、福岡県指定文化財の指定を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第5号議案は原案どおり可決された。

#### (5) 報告

- ・ 事務局職員の人事について

辰田総務課長から、事務局職員の退職に伴う人事について、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があり、これについては承認された。

#### (6) 議事

- ・ 第6号議案 事務局職員の人事について

辰田総務課長から、事務局職員の退職に伴う人事を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第6号議案は原案どおり可決された。

#### (7) 協議

- ・ 県立学校長の人事について

川添教育企画部長から、平成26年度当初の県立学校長の人事異動について説明があった。

次いで審議が行われ、このことについては、次回の教育委員会会議で継続して審議することとなった。

- ・ 事務局等職員の人事について

杉光教育長から、平成26年度当初の県教育委員会事務局等職員の人事異動について説明があった。

次いで審議が行われ、このことについては、次回の教育委員会会議で継続して審議することとなった。

住吉委員長が閉会を宣言し、12時54分閉会した。